## 年金だより

## 窓口サービス課国民年金係 **☎**973-5498

※申請者ご本人のほか、

配偶者および

世帯主の方も所得基準の範囲内であ

る必要があります。

**●4分の1免除→**158万円+扶養親

族等控除額+社会保険料控除額等

#### 平成28年度 免除申請の受付を開始します 国民年金保険料の 5 7月1日 受付開始!~

# 保険料納付免除制度等

者の所得審査で保険料納付が猶予され 部納付)」される制度があります。 付が「全額免除」または「一部免除 ことが経済的に困難な場合には、 人の申請手続きによって、保険料の納 また、 所得が少ないなど、保険料を納める 50才未満の方には本人と配偶 ご本

### 全額免除制度

る「納付猶予制度」があります。

# 保険料の全額(16,260円)が免除

算されます。 ように将来の年金額が1/2として計 額納付したときに比べ、下記表に示す 全額免除された期間は、保険料を全 (保険料額は平成28年度の

★全額免除となる所得の「めやす」 算した金額の範囲内であること。 前年所得が次の計算式で計

**■全額免除**→ (扶養親族等の数+1)× 万円+22万円

※申請者ご本人のほか、

配偶者および

ての方の分

る必要があります。 世帯主の方も所得基準の範囲内であ

※これまで、保険料の全額が免除され されるようになりました。 年4月分からは2分の1として計算 して計算されていましたが、平成21 納付した場合と比較して3分の1と た期間の年金額は、保険料の全額を

#### 部免除 (一部納付) 制度

保険料の一部を免除、残りの保険料は納付 金額は少なくなります。 ければ、下記表に示すように将来の年 料を10年以内に納付すること。)をしな )た場合、追納(一部免除された保険 部免除は3種類です。一部免除を

算した金額の範囲内であること。 一部免除となる所得の 前年所得が次の計算式で計 一めやす」

**■半額免除→**118万円+扶養親族等 )4分の3免除→78万円+扶養親族等 控除額+ 社会保険料控除額等 控除額+ 社会保険料控除額等

(注) 険料を納付されない場合、その期間 一部納付制度は、

年金を受け取ることができなくなる

いった不測の事態が生じた場合に、 に反映されず、また、障害や死亡と なるため、将来の老齢基礎年金の額 の一部免除が無効(未納と同じ)と

闰平成28年7月~平成29年6月分の免 みでないと免除の判定ができません 除申請については、前年 の所得で審査を行います。 所得(市・県民税)の申告』がお済 (平成27年)

## 【免除手続きに必要なもの】

Γ50

年金手帳

・印かん(本人が自署する場合は不要

委任状 世帯外の人が代理で申請する場合は

他の市町村から転入された方は、 保険受給資格者証(コピー可) 失業などを理由とするときは、 年の所得証明書 (審査に必要なすべ 等

平成26年4月より、申請時点の2年 1カ月前の月分まで免除を申請できる ようになりました。過去2年間に国民 年金保険料の未納期間がある方は、 市国民年金係又はコザ年金事務所へ お問い合わせください。 また、<mark>平成28年7月</mark>から納付猶予

歳未満」に拡大されます。 ビス課国民年金係 ☎973-5498

制度の対象年齢が30歳未満から コザ年金事務所 四933-2267

場合がありますのでご注意ください。 夜間年金窓口のご案内 (本庁舎で実施します)

午後7時まで、 7月は、月~金曜日(水曜日を除く) 用ください! のとれない方、 して行います。 免除申請受付を延長 免除希望の方はご利 お仕事等で日中時間

免除制度	保険料 納付額	年金額
全額免除	0円	将来の年金額は1/2 (21年3月までは1/3)
4分の3免除 (4分の1納付)	4,070円	将来の年金額は <b>5/8</b> (21年3月までは3/6)
半額免除 (2分の1納付)	8,130円	将来の年金額は <b>6/8</b> (21年3月までは4/6)
4分の1免除 (4分の3納付)	12,200円	将来の年金額は <b>7/8</b> (21年3月までは5/6)

納付すべき一部の保